

令和 7 年度第 1 回水質宮城県環境審議会水質部会の意見等

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
1	参考資料 2 参考資料 3	<p>(山田委員)</p> <p>昨今の気候変動による水温上昇、ゲリラ豪雨等の影響で、流域からの汚濁流入量が変わ動していると思うが、今回の将来予測は単純にその流域の点源負荷・面源負荷から算出されている。気候変動の影響に関してどのように考えるか。</p> <p>(山田委員)</p> <p>気候変動の影響として、水質のトレンドが悪化/改善するというよりも、年間変動や季節変動が非常に不安定になるのではと考えている。今回、類型指定の見直しという大きな取組を行うため、5年、10年と定期的に議論を進め、流域の利水目的に応じた水質管理ができるような計画的な対応をお願いしたい。</p> <p>(江成部会長)</p> <p>(山田委員の指摘を受け)気候変動による影響の確実性は高いので、今の予測からずれるという可能性もあるということ。見直しについては現在の内容で結論を出す必要があるが、見直し後に県としてどのようにフォローしていくか考える必要がある。</p>	<p>(県)</p> <p>今回の将来水質予測結果は、流域フレームの中で宮城県内全体で人口が減少するという状況があり、いずれの湖沼についても若干負荷量が減少するという傾向になっている。</p> <p>ご指摘のとおり、気候変動による影響は無視できない状況であり、降水量の変化や気温上昇等が起こると、将来水質予測結果よりも水質が悪化する可能性がある。</p> <p>この点については、釜房ダムのみではあるが、気候変動の影響についての詳細なシミュレーションを行ったため、その結果について次回の水質部会でお示しする。</p>	<p>気候変動の影響については、釜房ダムでのシミュレーション結果を踏まえ、類型指定見直し後も水質の変動をモニタリングし、必要があれば県として対応を検討していく。</p>

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
2	資料 2	<p>(西村委員(メールでのご指摘))</p> <p>環境省が示した「水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方について」に「自然探索には様々な水準があるが」と記載があり、人工湖に自然環境保全を求めるべきではないという議論の前に、様々なレベル(例えば自然環境多くの人に親しまれる親水空間として、可能な限り良好な水質を維持する必要がある。全1級、2級のような)を示すべきではないか。</p> <p>実際に、人工湖でも自然探勝の環境保全に資する施策と位置づけられる水質保全対策や外来生物対策等が様々実施されている。人工湖にAA類型を当てはめるべきかという議論と、自然環境保全を当てはめるべきかという議論は、本質的に異なるものとする。さらに言えば、「多くの人に親しまれる親水空間として、可能な限り良好な水質を維持する必要がある。」という考え方は、生活環境項目の論理に反している。</p> <p>したがって、国が見解を出したという理由で見直しを行うという説明だけでなく、以下の間について県民にも分かるように説明していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ宮城県の多くの人工湖で自然環境保全を当てはめたのか。 ・その結果はどうだったのか。 ・今回、自然環境保全を利用目的の適応性からはずすことで、その人工湖の自然探勝の環境保全はどうなるのか(問題は生じないのか)。 	<p>(江成部会長)</p> <p>この場で議論をすることは難しいため、次回の部会までに、西村委員の意見を他の委員に回覧し、確認いただいて、次の議論に臨めるようにしてほしい。</p>	<p>1.なぜ宮城県の多くの人工湖で「自然環境保全(AA類型)」を当てはめたのか</p> <p>昭和47年以降の指定当時、対象となる人工湖の集水域がいずれも「国定公園等(蔵王国定公園など)に位置している」ことから、利用目的に「自然環境保全(自然探勝等の環境保全)」を含めて指定を行った。</p> <p>2.その結果はどうだったのか</p> <p>指定以降、継続的な水質データの蓄積と要因の調査分析を行ってきた結果、人工湖における汚濁負荷の多くは「森林等の自然由来」であり、人為由来の汚濁負荷削減対策(下水道整備等)による水質改善の余地は少ないとの知見を得た。このことから、AA類型の基準(1mg/L以下)を達成することは困難であることが判明した。</p> <p>3.自然環境保全を利用目的から外すことで、環境保全に問題は生じないのか</p> <p>中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会(第5回)(H15.2.21)における「人工湖は厳然たる自然地ではない」との考え方を踏まえ、水域の利用目的から「自然環境保全」を除いた水道等の利用実態に即した見直しに加え、「湖沼の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)ことも考慮した見直しとしている。</p> <p>水質保全を放棄するものではなく、今後も引き続き必要な監視や保全対策を継</p>

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
				<p>続していく。</p> <p>資料への反映:</p> <p>第2回水質部会資料5の「2 見直しの背景」「3 見直しの考え方」に記載とおり、県民にわかりやすい表現に改めた。</p> <p>また、第1回水質部会資料において示した素案と比較し、どのような変更を行ったかについて、参考資料1 - 4に具体的にとりまとめた。</p>
3	資料2	<p>(西村委員(メールでのご指摘))</p> <p>類型指定の見直しの必要性について、以下の考え方には賛成するが、そもそも生活環境項目は利水障害防止のために設定されているものと理解している。この機会に利水障害の状況についてまとめていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域の利用目的の変更の有無 ・類型指定以前から現在までの水質の状況 ・上位類型の環境基準の達成状況 <p>例えば、水道で利水障害が起こっているか否か。起こっている場合、類型指定を見直すことで改善できるのか。改善できない場合は、どのような水質保全対策をとっていかという、具体的な検討が大事だと考える。</p>	<p>(江成部会長)</p> <p>この場で議論をすることは難しいため、次回の部会までに、西村委員の意見を他の委員に回覧し、確認いただいて、次の議論に臨めるようにしてほしい。</p>	<p>類型指定見直し案について、関係機関へヒアリングを実施し、あわせて、現状の水質における課題の有無についても確認を行った。関係機関からの回答の結果は第2回水質部会の資料3 - 1 ~ 3 - 4のとおり。</p>

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
4	資料3	<p>(西村委員(メールでのご指摘))</p> <p>T-P 及び T-N の新規指定の考え方について、必要性をどのように判断するのかについて意見がある。</p> <p>「将来の水質汚濁のおそれ」と「想定される類型あてはめの基準達成状況」から検討しているが、まず「類型あてはめの必要性」の検討が大事なのではないか。利水障害を防ぐことが生活環境項目の目的であるため、その点から論理的に検討していただきたい。</p>	<p>(江成部会長)</p> <p>この場で議論をすることは難しいため、次回の部会までに、西村委員の意見を他の委員に回覧し、確認いただいて、次の議論に臨めるようにしてほしい。</p>	<p>T-P 及び T-N の新規指定の対象湖沼については、第1回水質部会において絞り込みを行っている。(資料2)</p> <p>今回の見直しでは、富栄養化対策が必要な湖沼として、「水質汚濁防止法及び公害防止条例に係る特定施設が流域にあり」、かつ、「燐含有量規制対象(排水基準適用)」となっている湖沼について、新規指定の検討の対象としている。</p> <p>新規指定の絞り込み対象となった湖沼については、COD と同様に、利水障害を防ぐために、まずは、利用目的の適応性を整理したうえで、「想定される類型あてはめの基準達成状況」及び「将来の水質汚濁のおそれ」を勘案し、新規指定の必要性について検討を行った。</p> <p>第1回水質部会の資料3の1(2)「T-P 及び T-N の新規指定の考え方」の構成が、COD と異なっており、誤解を与えやすい表現となっていることから、パブリックコメント資料等では、県民にわかりやすい表現に改めた。</p> <p>また、第1回水質部会資料において示した素案と比較し、どのような変更を行ったかについて、参考資料1-4に具体的にとりまとめた。</p>
5	資料3	<p>(西村委員(メールでのご指摘))</p> <p>「対策を講じた場合に達成可能な最高ランク類型」の考え方について、鳴子ダムのように利水目的に叶うと言う意味で B 類型で良ければ、なぜ対策を講じて A 類型を目指す必要があるのか。</p>	<p>(江成部会長)</p> <p>この場で議論をすることは難しいため、次回の部会までに、西村委員の意見を他の委員に回覧し、確認いただいて、次の議論に臨めるようにしてほしい。</p>	<p>鳴子ダムは、より上位の A 類型を達成しているので、水質悪化を許容しないとの観点から、A 類型としたもの</p>

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
6	<p>参考資料3</p>	<p>(木村委員) 釜房ダムで、汚濁の原因に対してどのような対策をとったか、この委員会で説明いただいた記憶がある。流域のほとんどが森林で森林由来の負荷が多く、他のダムでも同様に自然由来の負荷が多いとのこと。 対策に限界があるのだろうが、対策にどこまで費用をかけるか、どのような経緯があって、なぜ類型の見直しが必要であるか、一般市民にも分かるようにした方が良い。西村先生のご意見にも共通する部分があるかと思うが、道筋を示すことが必要では。</p>		<p>指摘の通り、今回の見直しが単なる「基準の緩和」や「対策の放棄」であると誤解されないよう、これまでの経緯と見直しの理由を県民の皆様に分かりやすく説明することは極めて重要であると認識している。 具体的には、西村委員からのご意見も踏まえ、当初、国定公園等に位置することから「自然環境保全(AA 類型)」を指定した経緯、その後の調査で、汚濁の主因が森林等の自然由来であり人為由来の対策による改善余地が少ないことが判明した科学的知見、見直し後も、水質の悪化を許容することなく監視や必要な対策を継続すること、といった一連の「道筋」をご理解いただけるよう、概要を簡潔にまとめた資料を作成し、県ホームページ等を通じて丁寧な周知に努めていく。</p>

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
7	資料 2 資料 3 資料 5-5	<p>(緒方委員)</p> <p>そもそも自然環境の観点を人工湖にあてはめることがいかなものかという考え方があるのか。そのような考え方がもしあるとすると、本日視察したダム湖では、SUP 等、水面を利用して遊ぶ方がいると聞いた。そのような場所から自然探勝を外すと、水面利用ができなくなるのか。水で遊ぶという観点があれば、水質の観点だけではなく自然環境というような点で AA 類型ということもあったのではないか。</p> <p>(緒方委員)</p> <p>自然探勝の場をもって SUP とするというわけではないことは理解した。海水浴場は大腸菌数等で規制されているため、人の利用という点では大腸菌数の検査等も行う方が良いのかもしれない。</p> <p>(江成部会長)</p> <p>(緒方生産部長の指摘を受け)自然環境保全という言葉の解釈が難しく、どのように焦点を絞っていく必要があるか / ないかという議論もしなければいけないのでは。</p> <p>次回の場で西村先生からのご意見を含めて検討したい。</p>	<p>(県)</p> <p>当時の資料 (資料 5-5、昭和 47 年) を見ると、樽水ダムを除いて流域に国定公園、県立公園があるという理由で指定されていたようだ。</p> <p>ただ、資料 3 の 1 頁下にあるように、考え方を修正し、平成 15 年に人工湖はあくまで厳然たる自然地ではないと整理されている。</p> <p>この考え方に基づいて、現状 AA 類型に指定されているが、人工湖については厳然たる自然地ではないというところで、AA 類型の指定を変更したいと整理している。</p> <p>AA 類型から引下げを行う際に支障があるのかについては、今後パブリックコメントや地元関係者への意見照会を踏まえ、次回の水質部会で再度審議を行っていただきたい。</p>	No.2 と同じ

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
8	資料3	<p>(江成部会長)</p> <p>伊豆沼自然再生協議会での水質の議論と整合をとるべきと思う。その点はいかがか。</p> <p>(江成部会長)</p> <p>水質環境基準を目標にしているということになるが、自然再生協議会と共有はしているのか。</p>	<p>(県)</p> <p>伊豆沼に関しては、自然再生法で指定がされており、自然再生事業について県が計画を策定したものを実施し、取り組んでいるところ。</p> <p>その中で、水質に関しては環境基準のB類型が目標値になっているが、なかなか期間内に達成できないため中間目標としてCODで8.0mg/Lという数値を設定している。</p> <p>それもなかなか達成が難しい状況である。</p> <p>その他に生物に関する目標も設定しており、エコトーンを造成することを具体的な目標として取り組んでいる。</p> <p>(県)</p> <p>共有させていただいている。</p>	<p>伊豆沼自然再生協議会とは、水質の議について共有している。また、水質の悪化が顕著であることは問題と考えており、汚濁メカニズムの解明・効果的な対策の検討を目的とし、現在調査を実施しているところである。調査結果については、適宜部会へ共有していく。</p>
9	資料3	<p>(山田委員)</p> <p>伊豆沼について、商業的な漁獲が実施されていないということを踏まえて色々と判断されていると思う。歴史的には、小規模とはいえ商業的に漁業が行われ、当時から維持された水質があり、湖沼の管理が行われてきた経緯があるのだと思う。流域からの汚濁が栄養分(魚類)として固定化され、漁獲として除去されるという流れで水質が維持されていたのではないか。流域の土地利用が変わって水質が変化した部分があるかもしれない。</p> <p>そもそも県が伊豆沼をどのようにするかという部分が見えない。漁業関係者に話を聞くことは重要だが、県としてどのように考えるかが重要。</p>	<p>(県)</p> <p>渡り鳥、ハス、農業利用等、様々に利用されている。水質改善のみを目指すのではなく、実現可能な対策として何がとれるのか、自然再生協議会とも意見交換しながら進めていきたい。</p>	<p>現在、県が実施している伊豆沼の流域における汚濁負荷調査結果及び現状の沼の利用(渡り鳥の利用、ハスの観光、農業用水としての利用)を踏まえ、実現可能な水質対策として実施可能な方策について、自然再生協議会とも意見交換しながら検討する。また、類型指定のあてはめ(達成期間)も引き続き検討していく。</p>

No.	項目	指摘事項	当日の回答	対応
		<p>(山田委員)</p> <p>この10年間の水質悪化が顕著であるため、せめて10年前の水質レベルに戻れるような対策を講じていただきたい。</p> <p>そのためには類型指定としてどのような当てはめが必要なのかを、引き続きご議論いただきたい。</p>	<p>(江成部会長)</p> <p>(山田委員の指摘を受け)専門部会としても検討が必要だと思う。</p>	御意見として頂戴します。
10	資料 5-1 資料 6	<p>(杉山委員(藤田委員代理))</p> <p>今回の伊豆沼汚濁負荷調査は、水質汚濁のメカニズムの解明を目的としているということだと思うが、今回でメカニズムの解明までたどり着けるのか。</p> <p>(杉山委員(藤田委員代理))</p> <p>今まで色々調査されてきたと思うが、メカニズム解明に取り組むことは、今回が初めてなのか。それとも今までに取り組まれていたのか。</p> <p>(江成部会長)</p> <p>県が音頭を取り、自然再生協議会と水質部会で引き続き協働していただきたい。</p>	<p>(県)</p> <p>今回の調査はデータ収集がメインである。収集したデータを踏まえ、令和8年度に詳細な水質予測シミュレーションを実施する予定。</p> <p>そちらでも流入負荷量の計算を行い、どのような原因で水質が悪化しているのか、流入負荷なのか、あるいは内部生産の要因が大きいのかというところを明らかにしていく。</p> <p>(県)</p> <p>公共用水域での水質調査以外にも流入負荷の調査や、自然再生事業の中でも調査は行われていた。しかし、平成28年度以降急激に悪化している原因については調べられていない。今回は、その部分に焦点を当てた調査を行う予定。</p> <p>資料5-1の2頁に示されているように、ずっと横ばいであったものが平成27年度から28年度にかけて急激に悪化しているところ。昔の伊豆沼はもっと透明で、風による巻き上がりだけではない、別の原因で今の状況になっており、しっかりと調査を行いたい。</p>	御意見として頂戴します。